

## 公立大学法人青森公立大学教員採用及び昇任規程

- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授の経験のある者
- (4) 大学において准教授の経験があり、担当する分野における教育研究上の業績があると認められる者

平成21年4月1日

規程第62号

改正	平成21年1月規程第145号	1月規程第145号
改正	平成23年3月規程第13号	3月規程第13号
改正	平成27年3月規程第15号	3月規程第15号
改正	平成28年9月規程第21号	9月規程第21号
改正	平成30年6月規程第17号	6月規程第17号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）第6条第3項の規定に基づき、青森公立大学の教員職員の採用及び昇任に関する必要な事項を定めるものとする。

## (発議)

第2条 教員職員（教授、准教授及び講師をいう。以下「教員」という。）の採用は、選考により行う。  
 2 教員の採用及び昇任の選考は、学長が、教育研究審議会の議に基づく教員人事の基本方針に従い、理事長及び部局長（青森公立大学部局長会議規程（平成21年規程第13号）第3条第1項第2号から第6号までに掲げる者をいう。）と協議し、発議する。

## (選考)

第3条 教員の採用及び昇任に係る選考は、別に定めるところにより設置する公立大学法人青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議に基づき、理事会が行う。  
 2 人事委員会は、前項の規定により教員の採用及び昇任に係る選考の審議を行うに当たっては、教育研究審議会（当該審議会が法人の経営に関するものであるときは、教育研究審議会及び経営審議会）の意見を徴しなければならない。

## (教員の資格)

3 教育研究審議会は、業績審査委員会の審査結果の報告を踏まえ、審議する。  
 第3条の2 教員の資格は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第14条から第16条までの規定に従い、次条から第6条までに定めるところによる。

## (教員の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(業績審査委員会の定足数)

第8条 業績審査委員会は、委員の3分の2以上出席により成立するものとする。

(業績審査委員会の委員長)

第9条 業績審査委員会に委員長を置く。

員としての採用が決定された者は、この規程に規定する手続に基づき採用が決定された者とみなす。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 業績審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(業績審査委員会の表決)

第10条 業績審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(募集方法等)

附 則（平成21年規程第145号）

(施行期日)

この規程は、平成21年1月30日から施行する。

第11条 教員採用予定者に係る募集は、公募又は推薦によるものとする。

2 業績審査委員会は、履歴書及び業績目録等の審査のみを行うものとする。

3 業績審査委員会は、前項の審査の結果について、業績審査結果報告書に当該採用又は昇任に係る者の履歴書及び業績目録等を添えて、学部長に提出するものとする。

4 学部長は、前項の規定により提出された審査の結果を、教育研究審議会に報告するものとする。

5 学部長は、第3項の業績審査結果報告書、履歴書及び業績目録等を、人事委員会における当該採用又は昇任の可否に係る表決の後、教員会構成員に対し1週間以上総覽に供するものとする。ただし、当該人事委員会の表決においてこれが否決されたときは、この限りでない。

(経過報告等)

第12条 学長及び学部長は、前条第2項の審査の経過について、業績審査委員会から報告を求めることができる。

(学長への内申)

第13条 人事委員会の長は、教員採用及び昇任の結果を、人事委員会の議事録を添付し学長へ内申するものとする。

(理事会への申出)

第14条 学長は、前条の結果に基づき、教員の採用及び昇任について理事会に諮るものとする。

(その他)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、人事委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に青森公立大学教員採用及び昇任規程（平成12年7月27日施行）に規定する手続に基づき施行日以後における教